

北海道地方年金記録訂正審議会議事録（第6回総会）

日時：平成31年4月24日（水）13時30分～

会場：年金審査課 第一会議室

○事務局（年金審査課長補佐）

本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

わたくしは、当審議会の事務局を務めます北海道厚生局年金審査課 課長補佐の川本と申します。よろしくお願ひいたします。

当審議会の会長でありました増谷委員の任期が、4月9日で満了しておりますので、新たに会長を選任する必要がございます。

会長選出までの間は、地方年金記録訂正審議会規則第5条により、会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を行うこととされていますので、現在、会長代行である星委員に議事進行をお願いしたいと思ひます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

総会に入ります前に、まず始めに北海道地方年金記録訂正審議会委員の任命通知書を交付いたします。

※別室にて任命通知書交付。

○事務局（年金審査課長補佐）

今ほど2名の皆様に任命通知書を交付させていただきました。

今年度も引き続き、どうぞよろしくお願ひいたします。

恐縮ですが、着席させていただきます。

本日の委員の出欠状況でございますが、宮元委員におかれましては、所用により欠席の旨、連絡をいただいておりますのでご了承いただきたいと思います。

なお、写真撮影のため、事務局が皆さまの後方等に伺ひますが、ご了承願ひます。

本日の議事に先立ちまして、北海道厚生局長の難波よりご挨拶申し上げます。

○北海道厚生局長

北海道厚生局長の難波と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

北海道地方年金記録訂正審議会の第6回総会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日お集まりいただいた委員の皆様におかれましては、日頃より、国の年金事業の適正な運用と円滑な推進に、ご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、今年度も引き続き当審議会の委員をお引き受けいただきまして、ありがとうございます。

本日は、昨年度の状況等につきまして、このあとご報告等させていただきますが、年金記録訂正請求につきましては、件数だけを見ますと発足当時に比べ、減少傾向にございますけれども、請求事案の内容が複雑で難しい事案が増えてきております。そういった中で年金記録の厳格な管理、これを行うことは、まずもって当然でございますけれども、同時に国民の皆様から年金記録の訂正請求があった場合に、訂正の可否を公平・公正に判断することが求められているということでございます。

我々といしましては、今後も国民の皆様から提出された年金記録の訂正請求一つ一つにつきまして、丁寧に調査を行い、当審議会の審査及び答申を最大限尊重した決定を行う所存でございます。

委員の皆様におかれましては、引き続き国民の皆様から提出された年金記録の訂正請求について、中立的な立場で、またご専門の立場でご審議いただき公正かつ客観的な判断により答申をいただきますようお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。

どうぞ今日はよろしくお願ひいたします。

○事務局（年金審査課長補佐）

続きまして、事務局出席者を紹介いたします。

年金管理官の大田です。

大田でございます。よろしくお願ひします。

年金審査課長の宮澤です。

宮澤です。よろしくお願ひします。

主任年金記録調査官の鎌田です。

鎌田です。今年もよろしくお願ひします。

主任年金記録調査官の佐藤です。
佐藤です。よろしくお願ひいたします。

管理係長の近藤です。
近藤でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

以上でございます。なお、局長の難波におきましては、他の公務が控えておりますので、恐縮ですが、ここで退席させていただきます。

○北海道厚生局長
申し訳ございません。
※局長退席。

○事務局（年金審査課長補佐）
議事に入る前にお手元の資料の確認をお願いいたします。
「座席表」、「議事次第」に続きまして、「資料1」といたしまして、

- 【議題1】 会長の選任について
- 【議題2】 会長代行及び部会長の指名について
- 【議題3】 平成30年度年金記録訂正請求の受付・処理状況について

という、「17ページの資料」の合計3点となっております。
過不足等ございませんでしょうか。
それでは、これより議事に入ります。星会長代行、よろしくお願ひします。

○星会長代行
それではただいまから、北海道地方年金記録訂正審議会第6回総会を始めます。

本日の総会は、審議会運営規則第9条の規程により、特段、個人情報の保護や本審議会の運営に支障をきたす内容が含まれていない議事は公開といたします。

また、事務局が審議会運営規則第12条第1項及び第2項の規程により議事要旨を作成し、会議資料と合わせて北海道厚生局ホームページで公開いたしますのでご了承願ひます。

併せて、同条第3項の規程により議事録を作成する必要がありますので、録音させていただきますことを、予めご了承願ひます。

なお、作成した議事録につきましては、同条第4項の規程に基づき、議事録の署名人として、会長のほか2名の委員を会長が指名することとなっております。

この後、会長の選任後に指名をさせていただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

次に、本日の会議の成立について事務局より、報告をお願いいたします。

○事務局（年金審査課長）

はい、年金審査課長の宮澤でございます。

本日の会議は、委員総数5名に対しまして、4名の委員の皆様にご出席をいただいております。

過半数を満たしておりますので、地方年金記録訂正審議会規則第7条第1項の規定により、本日の会議は成立していることをご報告いたします。

【議題1】 会長の選任について

○星会長代行

それでは、議題に入らせていただきます。

最初の議題は、「会長の選任について」です。

「資料1」、最初のページをご覧ください。

地方年金記録訂正審議会の会長の選任につきましては、地方年金記録訂正審議会規則第5条第1項において、「審議会に、会長を置き、委員の互選により選任する。」とされております。

つきましては、この方に会長をお願いしてはどうかという方がおられましたら、ご発言をお願いします。

○荒委員

増谷委員。

○星会長代行

分かりました。

ただいま、増谷委員さんを会長にという推薦がございました。

それでは他にないようなので、確認のため挙手をしていただきたいと思いますと思いますが、事務局のほうで人数の確認をして下さい。

それでは、増谷委員さんを会長に推薦される方は、挙手をお願いいたします。

では、全会一致で増谷委員さんが会長になりました。
それでは、この後は席を替わりまして進めます。よろしくお願ひします。

※増谷委員が会長席に移動

○事務局（年金審査課長補佐）

それでは増谷会長から、一言ご挨拶をお願いしてもよろしいでしょうか。

○増谷会長

はい、増谷です。昨年度に引き続き会長を務めさせていただきます。

公正な年金審査を行いたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

それでは、2番目の議題に入ります前に、先ほど星会長代行から説明のありました議事録の署名人について指名させていただきます。

私のほかに、荒委員と前田委員を指名いたしますので、事務局は議事録が整理でき次第、私と荒委員、前田委員に送付し、確認の上、署名してもらってください。

荒委員、前田委員は、よろしくお願ひいたします。

【議題2】 会長代行及び部会長の指名について

○増谷会長

それでは、2番目の議題に入ります。

2番目の議題は、「会長代行及び部会長の指名について」です。

資料1の2枚目をご覧ください。

会長代行につきましては、地方年金記録訂正審議会規則の第5条第3項において、「会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を行う。」とされています。

また、同規則の第6条第2項において、「部会に属すべき委員等は、会長が指名する。」、第3項において、「部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員等のうちから、会長が指名する。」とされています。

これより、「会長代行」、及び「部会長」の指名に関する資料をお配りいたします。

※資料配付

○増谷会長

それでは、ただいま配布いたしました「追加資料」をご覧ください。

まず、会長代行には、引き続き星委員を指名いたします。

星会長代行におかれましては、委員の改選期等において、会長が欠けている時は会長代行としての職務をお願いいたします。

続いて、「部会長」を指名します。

第1部会は、荒委員、星委員、前田委員、宮元委員と、私の5名で構成し、部会長は私が兼任いたします。

部会長代理は星委員に兼任をお願いいたします。

「会長代行」、及び「部会長」の指名は以上です。

今後、地方審議会総会及び各部会の開催は、必要な都度、私が招集いたします。

委員の皆様におかれては、私のもとで、北海道厚生局長から諮問のあった年金記録訂正請求の個別事案をご審議いただきますので、よろしくをお願いいたします。

【議題3】 平成30年度年金記録訂正請求の受付・処理状況について

○増谷会長

続きまして、議題の3番目、「平成30年度 年金記録訂正請求の受付・処理状況について」です。

事務局のほうからご説明をお願いいたします。

○事務局（年金審査課長）

それでは、私のほうから説明をさせていただきますが、恐縮でございますが座ったまま説明をさせていただきます。

議題3ですが、その前に、北海道地方年金記録訂正審議会部会の委員定数について、ここでちょっと、お話をさせていただきたいと思えます。

皆様ご承知のとおり、平成30年度は部会が第1部会のみとなりまして、委員数が6名で新たにスタートして参りました。

これが、平成31年度からは、委員数が1名減りまして、5名体制となっております。

これにつきましては、本省の予算枠の問題でございまして、審議会が1部会制の場合は、基本的に委員は5人体制とされております。そこで、平成30年度末で任期が満了となります赤塚委員にご退任いただくこととなりまして、皆様の各所属団体から各1名の5名体制ということになったわけでございます。

以上のとおり、平成 31 年度は、1 部会、委員 5 名体制で、隔週開催を基本として、効率的に審議会を運営していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、「議題 3 平成 30 年度 年金記録訂正請求の受付・処理状況について」をご説明いたします。議題 3 をご覧になってください。

議題 3 は、1 ページから最後は 13 ページまで振っておりますが、ページに沿ってご説明したいと思います。

まず資料の 1 ページでございます。

1 ページ、左側は北海道における、平成 19 年度当時の総務省第三者委員会から継続した受付件数及び処理件数を載せております。

上段は、受付件数の状況です。

ご覧のとおり、平成 22 年度をピークに減少しておりまして、年金審査課が設置されました平成 27 年度の受付件数は 141 件。平成 28 年度は 68 件。平成 29 年度は 73 件。平成 30 年度は 60 件の受付ということでございました。

続いて、下段でございますが、こちらは、年金記録の訂正処理件数でございます。これは取下げの件数も含んでおりまして、こちらも受付件数と同様、平成 22 年度をピークに処理件数も減少しておりまして、平成 27 年度は 108 件。平成 28 年度は 87 件。平成 29 年度は 73 件。平成 30 年度は 65 件の処理ということでございました。

受付件数と処理件数を見ていただきますと分かるのですが、受付件数よりも処理件数が上回っている年度がございますが、これは年度内に処理できなかった事案が、翌年度に繰り越し計上されているためにこうなっている訳でございます。

平成 30 年度の処理状況の内訳が、右側の表ということになります。

この右側の表によりますと、平成 30 年度は、受付いたしました、先ほど申し上げた 60 件に、前年度（平成 29 年度）からの繰り越し 11 件ございまして、合わせて 71 件が処理の対象となっております。そのうち処分決定したものが合計で 53 件でございます。取下げがその下、12 件ございまして、差し引き 6 件（括弧内の数値）が平成 31 年度への繰り越しの件数ということになります。

続いて、処分決定の内訳でございますが、ご覧のとおり、厚生年金事案は 42 件ございまして、資料にはございませんが、この 42 件の内訳は、脱退手当金は 0 件、被保険者期間に関するものが 22 件、標準報酬に関するものが 13 件、賞与に関するものが 7 件となりまして、賞与事案については、昨年度よりも減少していることになっております。

続いて、国民年金事案 11 件でございますが、ほとんどが国民年金保険料の納

付に関する内容でございました。

合計処分件数 53 件のうち、一部訂正を含めて 27 件が訂正決定となりまして、全体の訂正率は 50.9%となります。厚生年金と国民年金の別をみますと、厚生年金のみの訂正率は 54.8%、国民年金のみの訂正率は 36.4%となり、制度別にみて、国民年金事案の訂正率が低いという傾向にございます。これは昨年度と同様の傾向ということになります。

続いて 2 ページ目をご覧ください。

2 ページ目の上段は、ただいま私が申し上げた処理結果を棒グラフ化したものでございます。

2 ページ目、下段の棒グラフでございまして、こちらは、当北海道審議会における不訂正事案と口頭意見陳述の実施状況でございまして。

平成 30 年度のところを見ていただきますと、平成 30 年度は、口頭意見陳述の実施は 6 件ございまして、その実施率（不訂正事案件数に対する口頭意見陳述実施件数の割合）は 25.0%となりまして、訂正請求者が口頭意見陳述を希望した場合、北海道の場合は、100%実施している状況です。

前年度（5 件、実施率 10.2%）を上回る実施結果となっております。

それから、2 ページの右下でございまして、北海道地方年金記録訂正審議会の部会の開催実績です。当審議会における、平成 30 年度の部会開催数は、合計 25 回で、1 回の平均審議件数は 2.44 件となっております。

ただし、審議件数の 2.44 件ですが、この中には一つの事案に対して複数回開催した事案件数も含めております。

続いて、資料 3、4 ページの資料になりますが、これは厚生労働省のホームページで毎月、更新公表されている全国版の資料でございまして。

厚生労働省に年金記録訂正業務が移行されました、平成 27 年 3 月以降、平成 31 年 2 月末時点での、全国の累計の受付・処理件数ということになります。

4 ページ目をご覧ください。

4 ページ目、ちょっと字が小さいのですが、これは各厚生局（支）局、分室、拠点ごとに、それぞれ受付件数と処理状況別に、上段から国民年金、厚生年金、脱退手当金（厚生年金と別掲です。）、それと合計となっております。

この直近のデータは平成 31 年 2 月末時点と申し上げておりますので、ただいま私が前段でお話いたしました、当局の平成 30 年度末の数値とは符合いたしませんので、その点はご了承ください。

この資料によりますと、全国的にも、厚生年金の事案件数が多いことが見てとれるかと思えます。

また、参考まで、これは資料にございませませんが、このデータを基に、平成 31 年 2 月末現在の全国の訂正率を計算してみますと、全国の平均訂正率は 50.6%

となります。最も訂正率が高いのは東海北陸厚生局の約 58%となりまして、最も訂正率が低いのは四国厚生支局の約 28%となります。

ちなみに、当北海道厚生局は約 41%となりまして、全国 11 の拠点中、下から 4 番目となります。この 4 番目という成績は昨年と同様です。

訂正率は全国的に見ますと、北海道・東北・四国・九州地区が低い傾向にあります。

次に、5 ページをご覧ください。

この 5 ページ以降の資料でございますが、こちらは昨年 12 月に開催されました、第 6 回 社会保障審議会年金記録訂正分科会における資料でございます。

こちらの資料の中で、「平成 29 年度事業状況及び平成 30 年度上期概況」から抜粋した資料でございます。

ちなみに、平成 30 年度トータルでの全国データはまだ集計されておられません。

それではこちらの資料、6 ページをご覧ください。

こちらは、訂正請求の制度別受付件数のデータでございます。ただし、これは年金事務所の窓口段階での数値でございます。平成 27 年度から、年々、受付件数は減ってございますが、平成 29 年度のところを見ていただきますと、受付件数の厚生年金の部分ですね、厚生年金の部分は、平成 29 年度は、91%となっております。圧倒的に受付事案中、厚生年金事案が多いというふうになっております。

下段の棒グラフは、厚生局（支）別、先ほど申し上げた拠点別の、平成 28 年度と平成 29 年度の受付件数の比較です。これを見ますと、私、減っていると申し上げましたが、局によっては、逆に件数が増加しているところもあるということが伺えます。

例えばこれでいきますと、東京審査分室ですね。平成 29 年度のほうが、件数が 200 件以上、上回っているということが分かるかと思えます。

続いて 7 ページをお開き下さい。

こちらは、制度別の処理件数でございます。

これは、厚生局処理分と年金機構処理分と分かれておりまして、こちらを見ますと、処理事案の厚生局と年金機構の比率は、どの年度も比較しますと概ね 4 対 6 と、年金機構における訂正処理分が多くなっているということが分かります。

また、厚生局における厚生年金の訂正率は高く、逆に国民年金の訂正率が低いということがこちらの表から見て取れるかと思えます。

なお、機構訂正処理ですが、原則機構で訂正されるものは全て訂正をして、訂正できないものが厚生局に回ってくることとなりますので、こちらのデータで見ますと、機構処理事案というのは全て訂正処理したものであるということになります。

ます。

続いて8ページをご覧ください。

こちらは参考までですが、平成29年度の請求者の住所地別の状況でございます。住所地別での件数が載っております。

次に、9ページをお開き下さい。

9ページ、こちらでございますが、こちらは厚生局で処理しました事案の事案累計の分類でございます。

厚生年金の欄、上段のほうを見ていただきますと、厚生年金事案では、①の標準賞与額に係る訂正請求でございますが、こちらの平成28年度、29年度を見ていただいたとおり、標準賞与に係る事案というのが、厚生年金事案の60%以上を占めているということが分かります。

国民年金事案でいきますと、⑤保険料納付に係る訂正請求でございます。こちらが、平成28年度、29年度も見て分かるとおり、90%以上をこの保険料納付に関する部分が占めているということが分かります。

続いて10ページ目をご覧ください。

10ページでございますが、こちらは厚生局処理事案の事案累計別の処分の内訳の表及び、右側は訂正決定率です。

厚生年金の欄を見ていただきますと、厚生年金事案においては、①ですね、先ほどのとおり、標準賞与額に係る訂正請求でございますが、こちらを見ますと、請求件数、平成28年度ですと、請求が2,665件に対して訂正決定は2,356件。平成29年度は2,064件の請求に対し、訂正決定は1,844件と、極めて訂正率が高いということが分かるかと思えます。

右のグラフでいきますと、標準賞与額は、平成28年度は88.4%の訂正率、平成29年度は89.3%の訂正率となっております。厚生年金の訂正率を上げている一つの要因かと言えます。

この賞与事案につきましては、社会保障審議会の委員のほうから意見が出まして、賞与の届出もれが非常に多いのではないかということで、また、最近の事案も非常に多いと。古い事案ではなくて、最近も多いということで、防止策が上手くとれていないのではないかというような意見が出まして、これに対して年金機構側のほうで、対策を検討するとしております。

ちなみに、北海道厚生局内において平成30年度に処分決定いたしました標準賞与額は、先ほど前段で7件と申し上げましたが、厚生年金事案に占める割合は、北海道は16.7%と、例年になく低くなっておりますが、年金事務所段階での処理を見ますと、非常に北海道も高い状況となっております。

続いて11ページをご覧ください。

こちら、上段は平成29年度の部会の開催状況でございます。

下段は、口頭意見陳述の実施状況となっております、口頭意見陳述につきましても、他局と比較しても北海道厚生局の実施率が高いということが見てとれるかと思えます。

続いて12ページをご覧ください。

これは参考までに載せましたが、全国計の審査請求の受付・処理件数でございます。

続いて最後でございますが、13ページ。

こちら参考まで、全国における訴訟の状況です。現在全国で提訴されております、又はもう判決が出ております提訴の状況でございます。

以上が、平成30年度の訂正請求に関する受付・処理状況報告でございます。

年々、受付件数は減少傾向にはございますが、調査に時間を要しまして、複数回にわたり審議が必要な難しい事案が多くなっていることも事実でございます。また、口頭意見陳述を開催する事案の件数も増えていることも事実でございます。

このほか、現在のところ年金受給資格期間の短縮の影響も、それほどではございませんが、今後、増加する可能性もございます。

冒頭申し上げましたが、平成31年度の当審議会におきましては、委員5人体制で、隔週開催（月に2～3回程度）を基本としまして、1回あたりの審議件数を3件程度と目安にしまして、引き続き、効率的に審議会を運営していきたいと考えておりますので、本年度も、どうぞよろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

○増谷会長

ありがとうございました。

ご質問やご意見はございますか。

○委員

（質問の声なし。）

○増谷会長

ではちょっと、最後の訴訟の状況の中で、訴訟の結果、結論が変わったというニュースが原稿のほうに、そういった事例というのは何件ほどあるんですか。

○事務局（年金審査課長）

これは、私が確認したところでは、現在敗訴したものは1件と聞いております。その他、判決がおりたものについては、全て勝訴と。1件だけが敗訴ということで結論が変わっています。

【議題4】 その他

○増谷会長

はい。他にございますか。

よろしいでしょうか。

それでは次の議題に移りたいと思うのですが、次の議題はその他ですが、特に何か議題として提案をされたいことがございましたら。

○委員

特にありません。

○増谷会長

よろしいですか。

では、ないということで。

本日の議題は以上となります。

事務局から連絡事項等があれば、よろしく願いいたします。

○事務局（年金審査課長補佐）

本審議会総会の開催につきましては、必要な都度、会長とご相談の上、日程調整をさせていただきたいと思いますが、概ね年に1回程度と見込んでおります。

また、本年度の部会の開催につきましては、先ほど宮澤からご説明申し上げたとおり、基本は隔週での開催となります。おそらく、月2から3回程度の開催になるかと思いますがよろしく願いいたします。

本日の資料でございますが、そのままお持ち帰りいただいて結構でございます。

なお、これより引き続き部会に移行し、諮問事案の審議に入ります。

連絡事項は以上となります。

○増谷会長

はい、本日の総会はこれで終了いたします。
ご苦労様でした。

○事務局（年金審査課長）

ありがとうございました。

以上